

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十号

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十五年広島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「総務係長」を「総務係長 主席船長 主席機関長」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。